

○瑞穂町地域公共交通会議条例

令和元年12月4日

条例第6号

改正 令和3年3月26日条例第9号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、町内の公共交通環境及び住民の移動の需要に即した、持続可能な輸送サービスの確保その他の旅客の利便の増進のために必要となる事項を協議するため、瑞穂町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 町の実情に応じた適切な旅客輸送の態様、運賃・料金等に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める内容(組織)

第3条 交通会議は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 学識経験者
- (3) 利用者の代表者
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者、一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者及びその組織する団体の代表者
- (5) 国土交通省関東運輸局の職員
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 国土交通省関東地方整備局相武国道事務所の職員
- (8) 東京都西多摩建設事務所の職員
- (9) 警視庁福生警察署の職員
- (10) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 前項に掲げる委員(同項第2号、第3号及び第10号を除く。)は、代理人を交通会議に出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
(会長及び副会長)

第5条 交通会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 交通会議は、会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が整った事項については、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、都市整備部において処理する。

(令和3条例9・一部改正)

(委員の報酬及びその支給方法)

第10条 委員の報酬及びその支給方法については、瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第10号)の定めるところによる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。ただし、次項及

び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

- 2 この条例の公布の日以後最初に招集する交通会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集するものとする。

(準備行為)

- 3 第3条の規定により行う必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (令和3年3月26日条例第9号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。